

山中 理司 様

内閣法制局長官



開示請求に係る事案の移送について（通知）

令和2年12月28日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第12条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る行政文書名	閣議請議の事務を見直して、青枠、こより綴じ及び請議大臣の公印押印を廃止するという取扱い変更を定めた文書
移送年月日	令和3年1月22日
移送先の行政機関の長	行政機関の長：内閣総務官 (連絡先) 担当部課室名：内閣官房内閣総務官室 担当者名：内閣担当 所在地：東京都千代田区永田町1-6-1 電話番号：03-5253-2111 (内線85147)
移送の理由	開示請求の目的となっている行政文書が、内閣官房内閣総務官室作成のものであるため
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うことになります。

<担当課等>

内閣法制局長官総務室総務課

所在地：〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-1-1
TEL：03-3581-7271 (代) 内線2117